

ハラスメント防止対策の強化について

令和 8 年 10 月 1 日からの法改正に伴い、当法人では、カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止対策を強化します。

1 カスタマーハラスメントについて

利用者、入所者、ご家族、関係者等から、暴言、脅迫、過度な要求、長時間の拘束、性的な言動その他社会通念上許容される範囲を超える言動を受けた場合には、一人で抱え込まず、上司又は相談窓口へ報告・相談してください。

法人として事実関係を確認し、必要に応じて複数名での対応、担当者の変更、相手方への説明・警告その他必要な対応を行います。

なお、利用者等の疾病、障害の特性、認知症の症状等に起因する言動については、その事情を踏まえて個別に対応します。

2 求職者・実習生等へのセクシュアルハラスメントについて

採用応募者、施設見学者、実習生、インターンシップ参加者等に対する性的な言動は禁止します。

採用・実習等の担当者は、業務上必要のない私的な SNS 等での連絡、性的な質問、不必要な身体への接触、私的な食事・交際への執拗な誘い等を行わないでください。

3 相談窓口

相談窓口：原田康光 原田光代

相談者及び関係者のプライバシーは保護します。また、相談・報告したことを理由として不利益な取扱いを行うことはありません。

令和 8 年 9 月 1 日
社会福祉法人 男鹿ことぶき会